

学校教育事業の取扱いについて

- 1 適正就学指導委員会の委員定数及び構成については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 中学生対象の集団宿泊活動は稲沢市の制度に統一し、小学生対象の野外教育活動については各学校に委ねる。
- 3 英語指導助手については、平成17年度から事業を統一する。
- 4 教育振興補助事業については、1市2町の実態を勘案し見直すものとする。
- 5 私立幼稚園運営費補助については、新市において事業を再編の上実施する。

また中島郡祖父江町が実施している幼稚園給食費補助については、平成17年度から廃止する。

- 6 私立高等学校授業料補助については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 学校給食の実施方法については、当面現行のとおりとする。ただし共同調理場の中島郡祖父江町及び中島郡平和町の給食費及び献立については合併時に統一する。

また、中島郡祖父江町が実施している学校給食費補助金については、平成17年度から廃止する。

- 8 情報教育用設備については、新市において稲沢市と同等の整備水準となるよう調整する。

9 中学生海外派遣事業については、新市において事業を再編の上実施する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 2 4 学校教育事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 適正就学指導委員会の委員定数及び構成については、稲沢市の制度に統一する。 2 中学生対象の集団宿泊活動は稲沢市の制度に統一し、小学生対象の野外教育活動については各学校に委ねる。 3 英語指導助手については、平成 17 年度から事業を統一する。 4 教育振興補助事業については、1 市 2 町の実態を勘案し見直すものとする。 5 私立幼稚園運営費補助については、新市において事業を再編の上実施する。 また中島郡祖父江町が実施している幼稚園給食費補助については、平成 17 年度から廃止する。 6 私立高等学校授業料補助については、稲沢市の制度に統一する。 7 学校給食の実施方法については、当面現行のとおりとする。ただし共同調理場の中島郡祖父江町及び中島郡平和町の給食費及び献立については合併時に統一する。 また、中島郡祖父江町が実施している学校給食費補助金については、平成 17 年度から廃止する。 8 情報教育用設備については、新市において稲沢市と同等の整備水準となるよう調整する。 9 中学生海外派遣事業については、新市において事業を再編の上実施する。

【提案理由】

- 1 適正就学指導委員会については、障害児の就学に関し専門的な調査・審議を行うために適切な組織運営とするためである。
- 2 野外教育活動については、共同生活の基本を身につけることを目的とすることから継続する。なお、集団宿泊活動においては稲沢市が所有しているセミナーハウスの有効利用を図るものとする。
- 3 英語指導助手については、総合的な学習の一環として生きた英語を学び、生徒・児童の国際理解を磨くためである。
- 4 教育振興補助事業については、事業の効果を勘案し、補助事業を見直す必要があるためである。
- 5 私立幼稚園運営費補助については、近隣市町の現状を勘案し、適正な助成制度とするためである。
給食費補助については、適正な負担を求めるためである。
- 6 私立高等学校授業料補助については、世帯の所得に応じた適切な補助を行うためである。
- 7 学校給食の実施方法については、単独校調理場と共同調理場による相違があるため、施設の建設を含めた検討が必要とされるためである。
学校給食費補助については適正な負担を求めるためである。
- 8 情報教育設備については、国の指針に沿った整備・運用を行うことができる設備にするためである。
- 9 中学生海外派遣事業については、異国文化に直接触れ、国際交流を深めることにより、国際的視野をもつ人材育成を行うためである。

【法令・取扱通知等】

適正就学指導委員会

学校教育法

(就学義務)

第22条 保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)は、子女の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

第39条 保護者は、子女が小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15才に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に就学させる義務を負う。

学校保健法

(就学時の健康診断)

第5条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第22条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

英語指導助手派遣業務

学校教育法施行規則

第24条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

第25条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第53条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第54条 中学校(併設型中学校を除く。)の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

第54条の2 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

私立幼稚園運営費補助、私立高等学校授業料補助

私立学校法

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第82条の2に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第83条第1項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

(助成)

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

私立学校振興助成法

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第8条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(その他の助成)

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和23年法律第73号)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

学校給食

学校給食法

(国及び地方公共団体の任務)

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けることができる。

(経費の負担)

第6条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

情報教育用設備

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

(教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第18条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

第35条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 ~ 2 略

3 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

4 以下 略

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
適正就学指導委員会	委員数 10名 医師2名 一宮保健所稲沢支所長 児相所長 養護学校長 校長会長 指導保育士 任期 1年 会議 年2回	委員数 22名 医師 一宮保健所稲沢支所長 児相所長 養護学校長 民生委員 各学校長 特殊学級担任 任期 1年 会議 年1回	委員数 18人 医師 一宮保健所稲沢支所長 児相所長 養護学校長 民生委員 各学校長 各教務主任 特殊学級担任 任期 会議 年1回	稲沢市の制度に統一する。
集団宿泊活動	セミナーハウス活動 対象 中学1年生(7校) 場所 セミナーハウス(稲沢) 1泊2日	キャンプ 対象 中学2年生(1校) 場所 国立信州高遠少年自然の家 2泊3日 補助 キャンプ参加生徒補助 1人当り1,000円 準要保護世帯 全額補助	自然教室推進事業 対象 中学1年生(1校) 場所 国立若狭湾少年自然の家 2泊3日	稲沢市の制度に統一する。
野外教育活動	野外教育活動 対象 小学5年生(14校) 経費 個人負担 場所 愛知県野外教育センター他 2泊3日	自然教室推進事業 対象 小学5年生(6校) 経費 町負担 場所 愛知県旭高原少年自然の家 2泊3日	野外教育活動 対象 小学5年生(3校) 経費 個人負担 場所 愛知県野外教育センター 2泊3日	新市において、野外活動を実施する。 実施方法については、各学校に委ね、参加費については個人負担とする。
英語指導助手派遣業務	中学校(7校) 民間派遣委託 4名 臨時職員 1名 小学校(14校) 不定期に訪問 中学校の指導助手	中学校(1校) 民間派遣委託 1名 小学校(6校) 不定期に訪問 中学校の指導助手	中学校(1校) 民間派遣委託 1名 小学校(3校) 民間派遣委託 1名	平成17年度から事業を統一する。 新市において、中学校1校につき1名配置する。 小学校(23校)に全5名を配置する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
教育振興補助事業		修学旅行児童補助 ・小学校（6校） 児童1人当たり2,000円補助 ・中学校（1校） 生徒1人当たり3,000円補助		合併時に廃止する。
		演劇・音楽・映画等鑑賞補助 小学校 鑑賞 全児童・保護者対象 補助額 6校分 800千円 中学校 鑑賞 全生徒対象 補助額 1校分 350千円		合併時に廃止する。
			体験活動費（職場体験学習） 対象 中学2年生（1校） 補助額 100千円	合併時に廃止する。
私立幼稚園運営費補助	補助対象 3園 1園につき 300千円 園児1人につき 1千円	補助対象 1園 定額 1,500千円	補助対象 1園 定額 50千円	新市において事業を再編の上実施する。 原則 1園/ 500千円 園児1人/ 1千円 合併後5年間は不均一の補助額とする。 祖父江町においては、1園につき1年目130万円、2年目110万円、3年目90万円、4年目70万円、5年目50万円とする。 平和町においては、1園につき1年目15万円、2年目25万円、3年目35万円、4年目45万円、5年目50万円とする。 園児1人当たりは1年目から実施する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
幼稚園給食費補助		補助額 1ヶ月 992円上限 対象 町内幼稚園児 町外幼稚園就園児(祖父江町在住)		平成17年度から廃止する。
私学振興補助	啓成高校 1,000千円 愛知文教女子短大 1,000千円			稲沢市の事業を継続する。
私立高校授業料補助	市民税非課税又は均等割のみの世帯 年額 10,000円 上記以外の世帯 年額 6,000円	補助額 年額 10,000円 所得制限なし	補助額 年額 10,000円 所得制限なし	平成17年度から稲沢市の制度に統一する。
学校給食	実施方法 単独調理方式 小学校14校・中学校7校 学校給食の運営 調理員 小学校 48名(正規 29名) (臨時 19名) 中学校 24名(正規 14名) 内3名代替調理員 (臨時 10名)	実施方法 共同調理場方式 共同調理場 1施設 建設年度 平成元年3月 建物面積 1,503.94㎡ 給食能力 5,000食 アレルギー食実施 学校給食の運営 事務 1名(正規) 調理員 15名(福祉課・正規11名) 内10名調理師 臨時職員 2名(4時間) 2名(6時間)	実施方法 共同調理場方式 共同調理場 1施設 建設年度 昭和48年12月 建物面積 902.93㎡ 給食能力 5,000食 学校給食の運営 事務 3名 正規 調理員 10名 (正規 1名) (福祉課 3名) (委託 6名)	学校給食の実施方法については、当面現行のとおりとする。 実施方法については今後検討する。
学校給食の給食費	小学校 230円/食 中学校 260円/食 経理方法 学校で徴収し、学校単独経理 学校給食の物資 発注担当者 学校栄養職員 発注先 給食会及び市内業者	小学校 217円/食 中学校 253円/食 経理方法 学校で徴収し、一般会計で処理 学校給食の物資 発注担当者 学校栄養職員 発注先 町登録業者より運営委員会 が選定した業者による見積入札 学校給食費補助金	小学校 215円/食 中学校 245円/食 経理方法 学校で徴収し、一般会計で処理 学校給食の物資 発注担当者 学校栄養職員 発注先 町登録業者より教育委員会 が選定した業者による見積入札	当面の間、現行のとおりとする。 ただし、共同調理場(給食センター)については、給食費及び献立を合併時に統一する。 祖父江町の学校給食費補助金は17年度から廃止する。

				(支度料無)
--	--	--	--	--------

【先進事例】

市町村名	合併の期日	学校教育事業の取扱い
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。
静岡県 静岡市 (新設合併)	平成15年4月1日	学校教育については、教育環境の充実を図るよう調整するものとする。なお、学校給食については、当面現行のとおりとする。
岐阜県 山県市 (新設合併)	平成15年4月1日	・通学区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとする。
香川県 さぬき市 (新設合併)	平成14年4月1日	幼稚園 授業料及び入園料は、現行のとおりとする。 保育時間は、新市において統一して実施する。 給食は、現行のとおりとする。 入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。 授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。 各種委員会等 心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。 学校給食の取扱い 施設等 当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。 運営委員会 新市において、新たに設置する。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	(1) 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。 (2) 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。 (3) 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間存続、以降廃止するものとする。 (4) 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	学校教育に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。